

倒産法概略

第 1 倒産法とは

1 倒産法の種類

債務者が経済的に破綻した状態を一般的に倒産といい、倒産法はこのような債務者に関わる現象を処理する。

倒産法は、**破産法**、会社法上の特別清算、**民事再生法**、会社更生法の総称を指す。法律上の手続によらない**任意整理（私的整理）**や調停による解決も倒産法と同時に論じられることが多い。

2 清算と再建

倒産法は、大きく分けて、**清算型手続（破産法等）**と**再建型手続（民事再生法等）**に分けられる。**清算型**とは債務者の全財産を債権者に公平に分配して清算することを目的とする手続である。**再建型**とは債務者が有する総財産を基礎として経済活動を継続させ、その財産を基礎とする将来の事業活動により発生する継続事業価値をもって、債権者に対し、金銭や持分を配分する手続である。

両者の分かれ目は、事業継続の可能性（将来の支払可能性）があるか否かである。

3 破産、民事再生、任意整理

以下では、清算型の代表である破産法、再建型の代表である民事再生法、法律外の手続として任意整理を中心として説明する。

第 2 介入通知

弁護士が介入すると、貸金業者が債務者に対して取立行為ができなくなる（貸金業 21 条 1 項 6 号）。ひとまず、債権者の執拗な取立てを止めることができる。ただし、弁護士が介入すると、しばらくの間、ブラックリスト（信用情報機関に信用事故情報が掲載）に名前が入り、新たな借入れやクレジットカードの利用が事実上制限される可能性が高い。

第 3 各論

1 破産法の概略

(1) 自己破産の意義

自己破産とは、債務者自らが破産手続開始の申立をすること（破産法 18 条 1 項）。

(2) 破産原因

ア 自己破産の申立がされると、申立を受けた管轄裁判所（破産法 5 条 1 項）は、**債務者が「支払不能」であるとき（破産原因）**は、破産手続を開始する決定をする（破産法 15 条）。

イ 「支払不能」とは、破産手続が開始された日の時点の全債務を弁済できるだけの資力がなく、また、そのような資力を入手できる見込みもないために、弁済能力が一般的かつ継続的に欠けているという客観的状态をさす。

※債務者が支払を停止したときは、支払不能にあるものと推定される（破産法 15 条 2 項）。手形不渡処分による支払停止処分を受けた債務者は、原則として破産要件を満たしているものとして扱われる。

ウ 法人の場合であれば、債務者が「支払不能」にあたらなくても、「債務超過」であれば、破産原因が認められる（破産法 16 条 1 項）。

(3) 破産開始決定の効果等

ア 破産者から財産管理権の剥奪と破産管財人への付与（破産法 78 条 1 項）

イ 破産債権者の個別的権利の行使の禁止（破産法 100 条）

ウ 破産管財人による否認権（破産法 160 条）

→詐害行為や偏頗行為により逸出した財産の回復をする権利

(4) 破産手続の終了

ア 原則として配当が終了すると破産手続きは終了する。配当とは、破産管財人が破産財団に属する財産を換価して得た金銭を、破産債権者にその順位及び額に応じて分配すること。裁判所は、配当が終了した後、債権者集会の終結又は計算書の報告書に対する異議提出期間が経過したとき、破産手続きの終結を決定する（破産法 220 条 1 項）。

イ 法人の場合は、破産手続が終了すると消滅（破産法 35 条）。

(5) 免責許可の効果

ア 免責決定が確定すると（破産法 252 条 7 項）、破産者は破産手続きが開始された時点の債権者（破産債権者）に対する債務の支払”責任”を免れる（破産法 253 条）。

イ 強制執行の禁止、及び、既に開始された強制執行手続の中止（破産法 249 条 1 項）→免責許可決定の確定によって中止された強制執行の効力は失効する（破産法 249 条 2 項）。

ウ ただし、免責された債権を自働債権として、既に有していた破産者に対する債務と相殺することは可能（裁判例。新得財産を受動債権とすることは NG）。

(6) 免責許可の確定・復権

免責許可の効果は確定時点で発生（破産法 252 条 7 項）。

免責許可決定は官報を通じて公告。2 週間以内に利害関係人から即時抗告がなければ確定。

免責確定によって破産者は当然に復権（破産法 252 条 1 項 1 号）、破産後は破産によって失った職業上の資格制限を回復。

以上は、免責不許可事由がないことが前提（252 条 1 項）。

2 民事再生法概略

(1) 対象 中小企業や個人事業者を適用対象の中心

(2) 特徴

ア DIP,すなわち破産管財人を選任しないで債務者自身が主体となって訴訟
追行する手続

イ 手続の迅速性

迅速な手続により人的資源の流失防止,優良な取引先の保護

ウ 債権者の自己責任

情報開示を充実させて,債権者の自主的な判断を容易にする。

(3) 開始決定の効果

裁判所は,開始決定も申立の要件を満たす場合は,再生手続開始の決定をすることになる (民事再生法 33 条 1 項)。

再生債務者の財産に対する,強制執行,仮差押え,仮処分の執行,破産,特別清算の手続は禁止され既に継続している手続きは中止 (民事再生法 39 条)。

(4) 開始決定後の手続

再生債権を確定した上で,債務者は再生計画案を提出 (民事再生法 163 条, 164 条)。

そして,議決権者たる届出再生債権者 (民事再生法 87 条等) による再生計画案の決議 (民事再生法 172 条の 3 第 1 項) が行われ,認可された場合は,再生計画案が遂行されるか,認可決定から 3 年経過により,手続は終結する (民事再生法 188 条)。

3 任意整理

法律上の手続によらないで,債務者等の利害関係人の合意を基礎として行われる手続。分割支払い等の交渉をする。法律上の手続ではないので方法に制限はない。ただし,偏頗弁済等をしてしまわないよう注意。

第 3 各手続の特徴まとめ

	長所	短所
破産	○ (個人の場合) 免責手続により, 債務を免れる ○ 債権者間の公平性保障	×官報に掲載される ×所有財産が強制的に換価される可能性 ×資格喪失 (警備員等) ×手続が硬直的
民事再生 (法人の場合)	○事業を継続し続けられる ○ (破産と異なり) 財産や会社が残る	×債務は完全にゼロにはならない

	<ul style="list-style-type: none"> ○資格喪失なし ○債務者や経営者の自由が破産に比べて広い (DIP 型) ○不許可事由なし 	<ul style="list-style-type: none"> ×債権者の一定数の同意が最終的に必要 (再生計画案の認可) ×一定の風評被害の可能性を覚悟する必要 × (任意整理と比較すると) しばらく通常取引が困難になる可能性 ×時間を要する
個人の民事再生 (個人再生手続)	<ul style="list-style-type: none"> (上記民事再生の長所に加え) ○返済総額を減額できる可能性 ○住宅資金特別条項の利用により, 住宅を残すことができる ○免責不許可事由が問われない (⇔破産では免責不許可事由あり) 	<ul style="list-style-type: none"> (上記民事再生の短所に加え) ×債務者に安定した収入が必要 ×申立てから認可まで約 6 ヶ月要するため時間と労力がかかる ×債権者間の形式的平等が要求され, 一部債権について一括返済する, 支払期限を延長するなどの融通がきかない。 × 3 年以内に返すことが原則 (民事再生法 229 条 2 項 2 号)
任意整理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法的手続きではないので簡易かつ柔軟 ○ 裁判費用のコストがかからない ○ 秘密裏に行うことも可能であるため ○ 債務者の権利行使制限がない (⇔破産等は開始により権利行使等が制限される) 	<ul style="list-style-type: none"> ×債務は残る ×所詮は交渉なので, 相手方の同意次第 ×一部の債務者相手に行えるという柔軟性の反面, 後に破産が始まればそれが偏頗行為として否認される可能性

第 4 手続選択のポイント

(1) 大枠

①事業継続の可能性 (将来の支払い可能性) があるか

→ない = **破産**

→ある = **民事再生, 任意整理**

→②協力してくれる債権者が多いか (多そうか)

→多い = **任意整理**

→少ない = **民事再生**

(2) 手続選択にあたっての考慮事項

債務者の債務額, 資産, 収入状況等が基本。協力債権者の数, 破産回避 (住宅を

残したい等), 免責不許可事由があるか否かも併せて考える。

(3) 事例 1

飲食業を営んでいる X は、関東に支店を 2 つ展開し、多いときでは、本店だけで年 5000 万円以上もの売上げをあげたが、ここ 10 年で年々減っていき、直近では本店と支店を併せても年 500 万円程度の売上げしかない。また、金融機関 10 社以上から借金をし、負債総額は、2 億円近くになっており、年に 1000 万円程度さらに負債が増えて行っている。資産は、店の備品や社用以外特にない。金融機関や貸金業者からの取立てが厳しく辟易している。

借金の主な原因は、支店を作ってしまったことによるものであり、ここ 10 年は本店及び支店の売上げは減少する一方である。

X としては飲食業を続けたいと考えるかもしれないが、X の状況を見ると、借金の額が大きく、資産としても特にない。また、今後営業が黒字化する見込みは厳しいため、再生手続で債権者の同意がえられるか難しい。

そして、借金の原因をみると、免責不許可事由もない。

したがって、X の意向次第であるが、破産を薦めるべき。

(4) 事例 2

X (会社員・55 歳) は、20 年前に、友人の合計 500 万円の借金 (貸金業社 2 社から) の連帯保証人になってしまった上、その友人は X が連帯保証をした 3 日後に行方不明となってしまった。そのため、X は以後、友人に代わって 500 万円の借金を返し続けてきたが、利息を払うので精一杯であり、なかなか完済できずにいた。

そして、最近支払いが遅れがちになり、金融業者からの電話に辟易したため、弁護士の元に相談に来た。以下は、弁護士の問いと X の答えのやりとりである。

X 「最近、不況で給料が手取り 20 万程度まで下がった。頑張れば、月 15 万円以下で生活できる。親から受けついた家は絶対手放したくない。」

問 あなたの会社に退職金制度というものはあるのか

答 あったと思う。

問 借金の利息はどれぐらいか

答 2 社とも 2 割いかないぐらいだったと思うが、途中でなぜか安くなった。

問 妻以外の親族はいるか

答 妹と弟がいる。併せて月 3 万円程度の援助ならしてくれるそうだ。

依頼者の意向として住宅を残したいというものがあるため、まずは破産を回避する方向で考える。

そして、毎月少額の額が返せる上、弟や妹の協力、退職金がありそうだから、支払い不能と即断せずに、再生手続を検討すべきとも思える。

しかし、過払いの可能性がある上、金融業者も 2 社であるから、個別交渉により、任意整理をまずは選択すべきである

(5) 一般的注意事項

依頼者が全てを正直に話してくれるとは限らない

依頼者がこれ以上債務を不用意に増やさないよう釘をさす。

第 5 参考文献

東京弁護士会法友全期会『倒産手続選択ハンドブック（改訂版）』（ぎょうせい，2012年）

山本和彦他『倒産法概説』（弘文堂，2015年）

伊藤眞『破産法・民事再生法（第3版）』（有斐閣，2014年）

債務整理実務研究会編『事例に学ぶ債務整理入門』（民事法研究会，2014）